

○ 厚生労働省
環境省 告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十九年一月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 若林 正俊

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
26	2, 4-ジ- <i>t e r t</i> -ブチル-6-[(2-ニトロフェニル) ジアゼニル] フェノール	(3) - 2835
27	ペルフルオロ (1, 2-ジメチルシクロヘキサン)	(3) - 3247
28	2, 2', 6, 6'-テトラ- <i>t e r t</i> -ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール	(4) - 39